

# 大阪市分譲マンション管理適正化 支援アドバイザー派遣制度のご案内

築30年以上で管理に課題を抱えているマンションの管理の適正化を支援するため、  
皆さまのマンションに様々な専門家を無料で派遣し、次の課題の解決に向けたアドバイスを行います！

## アドバイス内容 下記の課題の解決に向けて、アドバイスを行います。

課題	アドバイス	派遣する専門家
① 管理組合の実態がない ② 管理者等を定めていない ③ 集会を年1回以上開催していない ④ 管理規約を作成していない (必要に応じてその改正を行っていないものを含む) ⑤ 管理費及び修繕積立金について 明確に区分して経理を行っていない ⑥ 修繕積立金を積み立てていない ⑦ 大規模な修繕工事を定期的 に実施していない	課題整理を含めたマンション管理に関する総合的なこと	マンション管理士
	建物の技術的な内容等に関すること	一級建築士
	管理規約及び法的な問題等に関する こと	弁護士
	管理組合の経理等に関する こと	税理士
	不動産の登記等に関する こと	司法書士

※ 紛争解決や権利調整に関するものについては対応できませんので、ご了承ください。  
アドバイス内容については、「課題」①～⑦の解決に向けたものに限りま

## 対象となるマンションの要件

- ・大阪市内にある築30年以上の分譲マンションであること
- ・上表「課題」①～⑦のうちいずれかに該当すること

- ・アドバイザーの派遣回数は18回(1年あたり6回、かつ、最長3か年)を限度とします。  
1回の申請につき、まとめて3回まで派遣することができます。
- ・管理組合理事長名または管理組合法人名(管理組合の実態がない場合においては、2名以上の区分所有者名)で申請してください。
- ・派遣申請の前に本市職員が管理状況の確認や、派遣する専門家の調整等を行いますので、  
まずは下記連絡先までお問合せください。

## 管理適正化支援アドバイザー派遣制度 お問合せ・事前相談窓口

都市整備局 企画部 住宅政策課 住宅政策グループ (大阪市役所6階)

電話：06-6208-9637 FAX：06-6202-7064

